

【表紙】

【提出書類】

臨時報告書

【提出先】

関東財務局長

【提出日】

2026年1月29日

【会社名】

株式会社ラバブルマーケティンググループ

【英訳名】

Lovable Marketing Group, inc.

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 林 雅之

【本店の所在の場所】

東京都港区虎ノ門四丁目1番13号

【電話番号】

03-6381-5291

【事務連絡者氏名】

執行役員コーポレート本部管掌 中川 徳之

【最寄りの連絡場所】

東京都港区虎ノ門四丁目1番13号

【電話番号】

03-6381-5291

【事務連絡者氏名】

執行役員コーポレート本部管掌 中川 徳之

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

当社は、2026年1月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2026年1月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 資本金の額の減少の件

当社は、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額を減少し、資本準備金に振り替えるものであります。

なお、効力発生日は2026年3月10日を予定しております。

第2号議案 定款一部変更の件

当社の事業年度は毎年11月1日から翌年10月31日までとしておりますが、2025年11月の第三者割当実施後に当社の親会社となったAIフュージョンキャピタルグループ株式会社と事業年度を一致させ、グループ全体として経営管理等における効率的な業務運営を推進するため、事業年度を毎年4月1日から翌年3月31日までとするものであります。

この事業年度の変更に伴い、当社定款について、現行定款第43条（事業年度）の変更だけでなく、同変更による調整のため、現行定款第12条（招集）、第13条（定時株主総会の基準日）、第44条（剰余金の配当の基準日）及び第45条（中間配当）の各条項に所要の変更を行つものであります。

また、事業年度の変更に伴う経過措置として、附則を設けるものであります。

第3号議案 取締役7名選任の件

林雅之氏、長谷川直紀氏、松本高一氏、久保隆氏、鵜川太郎氏、柿沼佑一氏、深川裕季氏を取締役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 資本金の額の減少の件	7,606	60	0	(注) 1	可決 99.14
第2号議案 定款一部変更の件	7,614	52	0	(注) 1	可決 99.24
第3号議案 取締役7名選任の件					
林 雅之	7,607	59	0		可決 99.15
長谷川 直紀	7,608	58	0		可決 99.17
松本 高一	7,607	59	0	(注) 2	可決 99.15
久保 隆	7,601	65	0		可決 99.07
鶴川 太郎	7,607	59	0		可決 99.15
柿沼 佑一	7,608	58	0		可決 99.17
深川 裕季	7,603	63	0		可決 99.10

- (注) 1 . 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 2 . 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。